

## 特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会旅費及び報酬支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会（以下「本会」という。）の行う業務につき、本会役員、会員（以下「役員等」という。）及び本会の依頼により、本会の業務を行う者に対する旅費及び報酬の支給について定めることを目的とする。

### (役員等の旅費)

第2条 役員等の旅費の支給の対象となる会務については、あらかじめ毎年度事業計画に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 理事会
- (2) 役員等が連絡等のため、会長の命を受けて出張するとき
- (3) その他、会長が特に費用弁償することを承認して行う事業に参加するとき

### (範囲)

第3条 役員等の旅費に対する旅費の支給は、予算の範囲内において、次の各号に定めるものの合計額とする。

- (1) 会務に従事するために要する交通費の実費
- (2) 会務に従事するために要する宿泊費
- (3) その他の経費で、会長が特に必要と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、当該会務に際し、他から旅費の費用弁償を受けるものにあつては、旅費を支給しない。ただし、第4条及び第5条により計算した額と他から支給される費用との間に差額が生じる場合は、その差額分についてのみ支給する。

### (交通費)

第4条 役員等は、会務を行うにあたり経済的で通常の経路及び方法により旅行を行うこととし、これに要する船賃、鉄道運賃、バス代、航空運賃の往復料金を支給する。

- 2 役員等は会務を行うにあたり、自家用車を使用する場合は1キロ37円計算とする。
- 3 やむを得ない事情によりタクシーを利用した場合は、タクシー料金を加算する。

### (宿泊費)

第5条 宿泊費は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

- (1) 数日にわたって会務に従事するために宿泊の必要があるとき
  - (2) その他、会長が必要と認めたとき
- 2 支給額は、1泊あたり8,000円とする。

### (旅費の請求)

第6条 旅費の弁償を受けようとする者は、費用請求書（別紙様式）に必要事項を記載し、事務局に提出するものとする。

### (役員等以外の旅費)

第7条 役員等以外の者が、本会の依頼により本会業務を行う場合には、その旅行に係る費用を弁償するものとする。

- 2 費用弁償の範囲は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 交通費

(2) 宿泊費

(3) 日当

3 交通費及び宿泊費は実費とする。日当は、1日2,000円とする。

(会員の報酬)

第8条 本会が主催する講習会、相談事業、公開セミナー等（以下「講習会等」という。）において、会員が講師、相談員、シンポジスト等（以下「講師等」という。）を務めるときは、予算の範囲内において、報酬を支給することができる。

(報酬の額)

第9条 報酬の額は、1回（概ね2時間を超える場合）5,000円以上とし、当該年度の予算において定める額を上限とする。

(会員以外の報酬)

第10条 本会の依頼により、会員以外の者が講習会等の講師等を務めるときは、その依頼内容、時間等を勘案し、予算の範囲内において報酬を支給する。

(委任)

第11条 その他旅費及び報酬に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1. この規程は、平成22年7月5日から施行する。  
2. 第2条の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる会務については旅費を支給しないものとする。

(1) 総会への出席

(2) 本会の主催する事業への参加